

令和3年3月19日制定

令和6年3月13日改定

「環境共生住宅マーク」を環境共生住宅推奨部品のカタログ・ホームページに 使用する上での使用規程

この規定は、環境共生住宅推奨部品のカタログ・ホームページに「環境共生住宅マーク」（以下、「マーク（商標）」という）を使用する上で、適切な使用の推進を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

1. (1) 協議会会員以外の者は、この「マーク（商標）」を使用してはならない。
(2) 協議会会員は、環境共生住宅推奨部品の適切な普及を図るため、登録された環境共生住宅推奨部品のカタログ、パンフレットに使用する場合、「マーク（商標）」を無償で使用できる。
2. 「マーク（商標）」の使用に際しては、次の事項を記載することとし、「マーク（商標）」のみの使用はできない。
 - a. 一般社団法人環境共生住宅推進協議会（以下「kkj」という）の登録であること
 - b. 登録部品分類範囲
3. (1) 使用する「マーク（商標）」は、別紙に定めるデザイン、配色とし、そのまま使用する。
(2) 他の図案、文字等と組み合わせての使用はできない。
4. 「マーク（商標）」を使用する場合は、事前に「登録済推奨部品表示申請書」において、環境共生住宅推奨部品のカタログ・ホームページの表示部分をkkjに申請し、内容確認完了後から表示できる。
5. 次の各号に該当する場合は、「マーク（商標）」の使用を承認しない。
 - (1) kkj 会員企業の品位を傷つける恐れがある場合
 - (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れがある場合
 - (3) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れがある場合
 - (4) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
 - (5) その他、kkj が不適切と認める場合

附則

この規定は令和3年3月19日より施行する。

この規定の一部を改定し、令和6年3月13日より施行する。



環境共生住宅®
推進協議会

◆指定色

| | |
|--|--------------------------------|
|  | 特 色：DIC F46 4色分解：M70%+C100% |
|  | 特 色：DIC156 4色分解：Y70%+M90% |
|  | 特 色：DIC582 4色分解：BL100% |



環境共生住宅®
推進協議会